

## 新型コロナウイルスに関する税務上の取扱いについての速報

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 日高 強

(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)

新型コロナウイルスが猛威を振るっています。緊急事態宣言が発せられ、福岡県にも外出の自粛要請が出るなど予断を許さない状況が続いていますが、経済的に大打撃を受けている事業者が多いことと思います。

そこで、国税庁がコロナウイルスに関するFAQ(「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの

当面の税務上の取り扱いに関するFAQ」)を発表しましたので、その中から、いくつかご紹介します。尚、本FAQには、他にも重要な内容が含まれていますので、是非、ご自分でお確かめいただくことをお勧めします。また、本稿は4月8日時点で発表された国税庁ホームページを基にしていますが、今後も状況の変化に伴いFAQの追加や変更が予想されるので、引き続きご注意ください。



### 所得税等の申告・納付期限の一括延長について

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付の期限が、令和2年4月16日まで延長されましたが、振替納税の振替日も延長されるのですか。



次の通り延長になりました。

|           | 従 来       | 延期後       |
|-----------|-----------|-----------|
| 申告所得税     | 令和2年4月21日 | 令和2年5月15日 |
| 個人事業者の消費税 | 令和2年4月23日 | 令和2年5月19日 |

※感染症の感染拡大を受けて外出を抑えるなど、期限内に申告することが困難な方については4月17日以降であっても柔軟に確定申告を受け付けることになりました。



### 個人事業者の源泉所得税の納付期限は延長されますか



今般の申告期限等の延長の対象とされていないので、従来通りの納付期限となります。

ただし、やむを得ない理由により、納付等を期限までに行うことが困難な方については、次に述べる、個別の申請により納付期限が延長される場合がありますので、所轄の税務署へご相談ください。



### 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由

新型コロナウイルス感染症に関して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。



今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほかに次のような理由により、その期限までに申告・納付等が困難な場合には、個別の申請による期限延長が認められることになります。

#### ■個人・法人共通

- ①税務代理等を行う税理士(事務所の職員を含む)が感染症に感染したこと
- ②納税者や経理責任者等が、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されないなどの理由により入出国に制限等があること
- ③次のような理由により、企業や個人事業者、税理士事務所等において通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

- 経理担当の部署の職員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなくてはならなかったこと

- 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

#### ■法人

感染症の感染拡大防止のため多数の株主を招集させないように定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

(ただし、消費税については確定した決算に基づいて申告を行うものでないため、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけではその期限を延長することはできませんのでご注意ください。)

※法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染拡大状況を踏まえ、個人と同様に、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。

#### ■個人

- ①納税者や経理担当の(青色)事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者と濃厚接触した事実があること
- ②感染症の患者に濃厚接触した疑いがあることなどの理由により納税者が保健所・医療機関等から外出自粛の要請を受けたこと



### 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化しており、期限までに国税の納付が困難な状況ですが、納付等の期限を延長することができますか。



資金繰りの悪化により、国税を納付期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、最大で一年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。

納付の猶予制度は個人・法人を問わずすべての税目が対象になりますが、適用に際しては一定の要件に該当していることが必要です。新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に関しては、迅速かつ柔軟に対応し、猶予の申請や審査についても極力簡素化しているので、お早めに所轄の税務署にご相談ください。